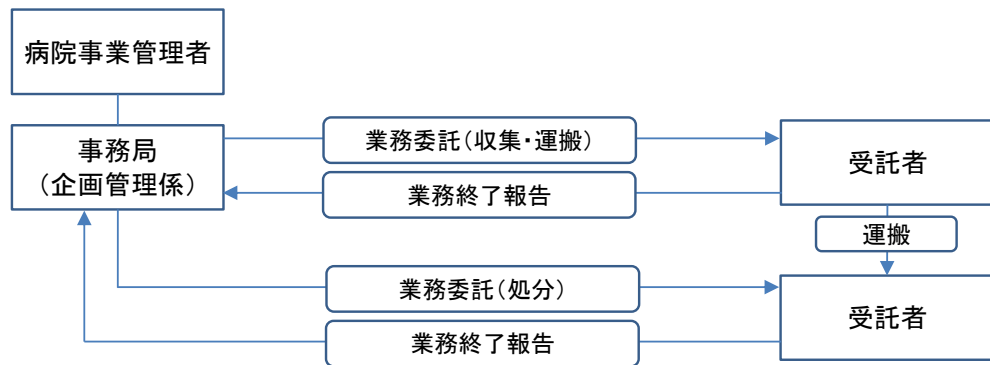


特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 4 月 27 日	
佐賀県知事	殿
提出者 住 所 佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地 氏 名 伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院 病院事業管理者 桃崎 宣明 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0955-46-2121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院
事業場の所在地	佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数206床
③ 従業員数	330人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(病院内での収集) 各部署で発生した特別管理産業廃棄物については、専用の容器を用いて他の廃棄物と分別し、所定の保管場所で一時保管する。 (収集及び運搬) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者と収集及び運搬に係る業務委託契約を結び、中間処分場へ運搬する。 (処分) 特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者と処分に係る契約を結び、中間処理を行い、その後、最終処分場で最終処分を行う。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	51.990 t	— t
	（これまでに実施した取組） 定期的なICTラウンドによる院内点検を実施し、特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物とが混在しないよう特に留意するなど、特別管理産業廃棄物の抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	49.890 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 当院は佐賀西部医療圏の中核病院として患者の積極的な受入や院内での感染予防対策を徹底していることから削減が難しい実情にあるが、現状の取組を継続して実施し、できうる限りの削減に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物の廃棄については専用の容器を用いており、それ以外の廃棄物と適切に分別している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取組を継続して実施するとともに、医療安全管理対策委員会や院内感染対策委員会などあらゆる機会を捉え、特別管理産業廃棄物の適切な分別について注意を促し、職員間のさらなる意識醸成を図る。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	管理産業廃棄物	—
	全処理委託量	51.990 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	26.600 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	25.390 t	— t
	(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物の処理を委託するにあたっては、可能な限り優良認定処理業者や登録再生利用事業者、認定廃棄物熱回収施設設置者を受託者として選定することとしている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全 処 理 委 託 量	49.890t	—t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—t	—t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	—t	—t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	27.660t	—t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	22.230t	—t
	(今後実施する予定の取組) 今後も特別管理産業廃棄物の処理を委託するにあたっては、可能な限り 優良認定処理業者や登録再生利用事業者、認定廃棄物熱回収施設設置者を 受託者として選定することとする。		
【前年度（令和7年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	51.99t	
	(今後実施する予定の取組) 令和6年度途中より電子マニフェストを運用している。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。